

自動販売機設置場所の貸付に係る入札説明書

滝沢市（以下「市」という。）では、市の公共施設利用者の利便性の向上及び公共施設の余裕スペースの活用等を図るため、市の公共施設に設置する自動販売機（以下「自販機」という。）の設置事業者を一般競争入札によって決定します。

※入札説明書等は、市のホームページからダウンロード又は 1 1 に示す場所で配布します。

1 入札物件

物件番号	所在地及び設置場所	設置面積	設置可能範囲 上段：自販機 下段：容器回収ボックス	最低入札価格 (年額)	機能
1	滝沢市土沢 265 番地 3 滝沢ふるさと交流館ロビー東側	1.80 m ²	横 1.80m×奥行 1.00m 上記に含む	24,678 円	災害指定型
2	滝沢市土沢 265 番地 3 滝沢ふるさと交流館ロビー西側	1.80 m ²	横 1.80m×奥行 1.00m 上記に含む	24,678 円	災害指定型
3	滝沢市篠木鳥谷平 52 番地 滝沢市多目的研修センターロビー	1.80 m ²	横 1.80m×奥行 1.00m 上記に含む	7,211 円	指定なし
4	滝沢市大釜高森 58 番地 5 滝沢勤労者体育センターホール	1.80 m ²	横 1.80m×奥行 1.00m 上記に含む	5,155 円	災害指定型
5	滝沢市大崎 94 番地 7 滝沢市東部体育館ホール北側	1.80 m ²	横 1.80m×奥行 1.00m 上記に含む	9,249 円	災害指定型
6	滝沢市大崎 94 番地 7 滝沢市東部体育館ホール南側	1.80 m ²	横 1.80m×奥行 1.00m 上記に含む	9,249 円	災害指定型

※全ての物件について、容器回収ボックスを設置してください。

配置図は別紙のとおり。

最低価格は、消費税額及び地方消費税額を含まない。

2 スケジュール

項 目	日 程
入札参加申込受付期間	令和7年1月31日（金）から2月14日（金）まで
質問受付期間	令和7年1月31日（金）から2月7日（金）まで
質問回答	令和7年2月12日（水）
入札参加資格の通知	令和7年2月18日（火）
入札及び開札	令和7年2月27日（木）
契約の締結	令和7年3月6日（木）
貸付契約の開始	令和7年4月1日（火）

3 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。なお、入札参加申込書の提出日から入札執行までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 自販機の設置業務において、入札参加申込時点で、過去2か年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これらを全て誠実に履行していること。
- (4) 滝沢市暴力団排除条例（平成24年滝沢村条例第16号）第2条第1項第2号から第5号までに掲げる者及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者のいずれにも該当しないこと。
- (5) 市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 法令の規定による営業、事業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を受けていないこと。
- (7) 滝沢市税（市に納税義務があるものに限る）並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

4 自販機の設置条件

- (1) 設置事業者の施設使用形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、市が設置事業者に対し、行政財産である公共施設の一部を賃貸するものです。

- (2) 貸付期間

物件番号1、2 令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

物件番号3～6 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(3) 貸付料

一般競争入札により貸付料を決定します。

各年度の貸付料及び諸経費を市が定める期限までに納入していただきます。

- (4) 貸付期間内に30日以上連続して、施設の維持管理に係る補修工事等の事由により、自販機を使用できない時は、既納の貸付料のうち、当該期間中の貸付料について日割り計算により算出した額の返還を求めることができます。

(5) 設置費の負担等

自販機の設置及び撤去、電源の確保等稼働に必要となる設備の工事、並びに安全対策等は設置事業者が行い、これに要する費用は全て設置事業者の負担とします。また、電気工事等の設備工事を必要とするときは施設管理者の指示に従って行い、工事完了後は、その旨をただちに施設管理者に報告し、検査を受けてください。

(6) 諸経費

◎電気料

子メーターを設置していただき、電気料金を市が発行する納入通知書又は請求書により、指定する日までに納入していただきます。毎月の電気料金の計算式は次のとおりです。

【計算式】

$$\text{月額電気料} = \text{子メーターの直結する親メーターによって計算される月額電気料金} \times \frac{\text{子メーターの表示する月間消費電力量}}{\text{子メーターの直結する親メーターが表示する月間消費電力量}}$$

◎その他

その他自販機運営に係る諸経費については、実費を負担していただきます。

(7) 販売品目

カップ式を除く飲料または食料品とし、次のものは除きます。

<除外品目>

ア 酒類

イ 飲食料品以外（たばこ、雑貨品等）

また、機器（容器回収ボックスも含む）を設置する前に、機器のカタログを提出してください。

(8) 販売価格

標準販売価格以下としてください。

(9) 機器の設置

- ア 「自動販売機の据付基準」(J I S規格)や業界自主基準などを遵守した転倒防止策を講じてください。
- イ 「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会)や偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止など設置場所に応じた防災対策を講じてください。
- ウ 自販機の外観はデザインや使用する色彩など、周辺設置場所への景観配慮に努めてください。
- エ 自販機の管理及び販売品目に関すること以外の宣伝広告類の掲示はできません。
- オ 「照明の自動点灯」「学習省エネ」「ピークカット」など消費電力量の低減技術を導入した機器や、ノンフロン冷媒を採用した機器など環境負荷の軽減に努めてください。
- カ 物件番号1, 2, 4, 5, 6番については「災害対応型自販機」の設置とし、災害時に電源の供給が断たれた状態であっても自販機内の飲食料品を提供できる機能とします。

(10) 維持管理及び衛生管理

- ア 「食品衛生法」(昭和22年法律第233号)や業界自主基準などを遵守した商品の品質、衛生管理の徹底を図ってください。
- イ 商品の補充、金銭管理、空き容器の回収及びリサイクル等は適切に実施してください。
- ウ 自販機及び自販機周辺の清掃を適宜行ってください。また、容器回収ボックスから、容器があふれないよう適宜回収を行ってください。
- エ 通商産業省(現経済産業省)、農林水産省、大蔵省(現財務省)、厚生省(現厚生労働省)の4省共同通達「自動販売機に対する統一ステッカー貼付の実施要綱」に基づき、自販機管理者ステッカーを分かりやすい位置に貼付してください。自販機等の故障、保守修理、問合せ及び苦情対応等については、設置事業者の責任において速やかに対応してください。

(11) 災害時における自販機商品の無償提供に関する協定について

災害対応型自販機の設置に伴い、地震、風水害等の災害時において、自販機内の飲食料品を無償提供することについて、市と別途協定書を締結していただきます。協定書については、市と貸付契約が継続している間は有効になります。

(12) その他

- ア 関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出、商品販売に必要な許可及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行ってください。
- イ 利用者の利便性を考慮し、キャッシュレス決済にも対応した自販機の設置検討をお願いします。

5 入札参加方法

(1) 提出書類

次に該当するものを、入札物件の件数に関わらず1部提出してください。

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申込書（様式第1号）	○	○
②	誓約書（様式第2号）	○	○
③	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可）	○	
④	住民票（写し可）		○
⑤	納税証明書（滝沢市税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税） （写し可、未納税額・滞納額のない証明書も可）	○	○
⑥	設置する自販機の仕様が確認できる資料（カタログ等）	○	○
⑦	過去2か年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結していることが分かる書類（契約書の写し等） ※滝沢市との契約実績を優先してください。	○	○

※①入札参加申込書と②誓約書については、滝沢市のホームページからダウンロードできます。また、11に示す場所で配布します。

(2) 受付期間等

(1) 受付期間

令和7年1月31日（金）から2月14日（金）まで

(2) 提出場所

〒020-0692 滝沢市中鶴飼55番地
滝沢市教育委員会事務局生涯学習スポーツ課

(3) 提出方法

持参又は郵送（必着）

6 質問受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年1月31日（金）から2月12日（水）午後5時まで

(2) 方法

質問は、電子メール又はFAXでお願いします。

物件番号1、2

E-mail sankaku@city.takizawa.iwate.jp（市民環境部 地域づくり推進課）

FAX 019-684-2158

物件番号3～6

E-mail syakyu@city.takizawa.iwate.jp（教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課）

FAX 019-684-4990

(3) 回 答

令和7年2月12日(水)までに、質問に対する回答を電子メールで送信します。(質問内容及び回答は、質問者を伏せて、すべての入札参加者に送信します。)

7 入札参加資格の審査結果の通知

市において入札参加資格の審査を行い、審査結果を入札参加申込書に記載された所在地に送付します。

送付予定日 令和7年2月18日(火)

8 入札

(1) 会 場

滝沢市中鶴飼55番地

滝沢市役所 分庁舎2階 第6会議室

(2) 日 時

令和7年2月27日(木) 13時30分～

(3) 入札方法

該当する物件番号の入札書(別紙)に、入札金額等の必要事項を記入して、金額が見えないようにして入札箱に投函してください。

その他は入札心得書(別紙)のとおり。

(4) 入札金額

ア 入札金額は、1年間の貸付料を記入してください。

イ 税抜金額(消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額)を記入してください。

(5) 落札決定価格

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とする。

(6) 入札保証金

免除とします。

9 落札者の決定

(1) 最低価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札の事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

10 契約の締結に係る事項

(1) 別途「市有財産貸付契約書(案)」に基づく、賃貸借契約を締結するものとします。

(2) 契約保証金は免除とします。

- (3) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告若しくは入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しません。

11 担当窓口

岩手県滝沢市教育委員会事務局生涯学習スポーツ課

〒020-0692 岩手県滝沢市中鵜飼55番地

TEL 019-656-6589

FAX 019-684-4990

E-mail syakyo@city.takizawa.iwate.jp